

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

第2次計画では、「誰もが安心して心豊かに暮らしていける 真に 人権が尊重される まちづくりの推進」を基本理念に、人権に関するさまざまな施策を推進してきました。

本市の人権施策の継続性の観点から、本計画においても基本理念を継承するとともに、国際化・情報化の進展など社会経済情勢の変化に対応する必要があります。市民が「綾部に住んでよかった」と思える、人権が尊重される心豊かな社会の実現に向けて、国及び京都府、企業等あらゆる関係機関や市民、市民団体とも連携して人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に進めます。

【計画の基本理念】

**誰もが安心して心豊かに暮らしていける
真に 人権が尊重される まちづくりの推進**

第2節 計画の方向

基本理念のもと計画の推進を図るにあたり、第2次計画で設定した次の5つの基本方向を継承して取り組みます。

(1) 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

多様性や違いを認め合い、障害の有無、年齢、性別、性的指向・性自認、出身、国籍等によって排除されることなく、誰もが社会の一員として尊重され、誰にとっても暮らしやすく、また、訪れやすい、安全、安心な共生社会の実現を目指す取組を推進します。

(2) 市民が主体的に取り組む人権教育・啓発

人権が尊重される社会を築くためには、市民一人ひとりが人権に関する正しい知識を習得し、身近な人権問題の解決に向けて行動することが大切です。このため、市民や市民団体等と連携を図りながら、自主的、主体的に行う学習や啓発活動を支援します。

(3) 一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重し、一人ひとりが持っている人権を「侵さず、侵されず」という認識のもと、お互いの個性や価値観の違いを認め合う社会です。

このような社会を実現するために、生命の尊さや大切さ、自分がかげがえのない存在

であると同時に、他人であってもかけがえのない存在であることを実感できる取組など一人ひとりを大切にしたい取組を推進します。

(4) 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発は、「人権教育・啓発推進法」で述べられているように、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。市民一人ひとりが生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進します。

(5) 身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題として捉えるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

私たちが日常生活で当然として受け入れてきた日本特有の風習や世間体、地域における慣習や意識、行動等の身近な問題についても、人権尊重の視点から見直すとともに、地域や職場等において身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度を身に付けることができるよう取組を推進します。

